

(様式第1号)

平成25年度第1回芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	平成25年10月21日(月) 13時30分～15時15分
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 山中 健 副会長 新井野 久男 委 員 森 しずか 中林 好弘 曾和 義雄 守上 三奈子 近藤 誠人 大塚 圭子 欠席委員 大久保 文昭 中田 伊都子  オブザーバー 小牧 直文(芦屋警察署生活安全課長) 半田 孝代(民生・児童委員協議会主任児童委員)  (市側事業関係者) 学校教育指導担当課長 荒谷 芳生 適応教室室長 伊藤 進二 青少年育成課長兼愛護センター所長 田中 徹 こども政策課長 西村 雅代 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元秦  (事務局) 教育長 福岡 憲助 社会教育部長 中村 尚代 青少年育成課長 田中 徹 青少年育成課係長 長谷川 真弓 青少年育成課主事 無量林 良蔵
事務局	社会教育部青少年育成課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 教育長あいさつ
- 5 委員自己紹介
- ※ 市内青少年の状況について
- 6 事業関係課及び事務局職員の紹介
- 7 副会長の選出

## 8 議題

- (1) 芦屋市の青少年に対する事業実施状況について
- (2) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>子ども・若者支援編
- (3) 若者相談センター「アサガオ」の窓口開設について
- (4) その他

## 9 閉会

## 2 配布資料

- (1) 芦屋市青少年問題協議会委員名簿
- (2) 地方青少年問題協議会法（抜粋）及び芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）
- (3) 青少年にかかる学校教育課の取組みについて
- (4) 芦屋市教育委員会適応教室 平成24年度研究紀要 第15集（A4冊子）
- (5) 平成24年度 芦屋の愛護活動（冊子）
- (6) 青少年育成課事業一覧
- (7) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>子ども・若者育成支援編 一別冊一（冊子）
- (8) 若者相談センター「アサガオ」リーフレット

## 3 審議経過

### 1 開会

（事務局）

本会議は、地方青少年問題協議会法及び、芦屋市青少年問題協議会条例に基づき、開催するものでございます。本協議会の定足数は、芦屋市青少年問題協議会条例第6条により委員の半数以上となっております。本日は、委員10名のうち、7名の出席ということで半数を超えておりますので協議会が成立しておりますことをご報告いたします。

### 2 市長あいさつ

（市長）

本日は、何かとご多用の中、青少年問題協議会にご出席いただきありがとうございます。

後ほど、青少年問題協議会の委員の委嘱状を交付させていただきますが、委員の皆様には、芦屋市の青少年の育成、子育て支援などさまざまな角度でのご意見をいただきたいと思っております。

今日、青少年犯罪の凶悪化、低年齢化、ひきこもり、ニートなど深刻な状況にあり、青少年を取り巻く社会環境は日々、深刻化していると考えています。これらの多岐にわたる問題解決の根底には、家庭教育の支援であるとか、社会教育、学校教育であるとか、子育てをする親の支援、また地域支援が必要であると言われております。どれも正しい見解であり、それぞれに課題を抱えている状況であると認識しております。

芦屋市では今月10月5日に様々な困りごとを抱えた若者にとって継続して頼りになるひきこもり相談窓口を設置いたしました。青少年育成施策を積極的に取り組んでおりますが、再検討・再構築すべき課題があるのか、委員の皆様のご協力、ご意見を頂戴しまして進めてまいりたいと思っております。

芦屋の青少年が健全で健やかな成長ができ、親が安心し、楽しみながら子育てができるような環境づくりができるよう考えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

### 3 委嘱状交付

(事務局)

本協議会の事務は、市長から教育委員会に事務委任されておりますので、委員にご就任いただきます皆さまに、福岡教育長から委嘱状を交付させていただきます。

なお、民生・児童委員協議会のほうからは、本日は中田委員に代わりまして、半田主任児童委員に来ていただいておりますので、代わりに委嘱状をお渡しさせていただきます。本日、委嘱させていただきます委員の任期は、平成25年9月1日から2年間となっておりますのでよろしくお願いたします。

### 4 教育長あいさつ

(教育長)

本日は、何かとご多用の中、青少年問題協議会にご出席いただきありがとうございます。

皆さんは1週間、携帯を持たずに生活したらどうでしょうか。私達が幼いころは携帯電話もありませんでした。そして、何かあれば公衆電話に並んで、用をたしていました。学生の時は、父親から電報を打ってから連絡して来いと言われていました。今のようにカードもありませんから、お金の使い道も、連絡の仕方も考えながら生活をしておりました。携帯電話は、仕事上は連絡の手段としては良いのですが、昔は無くてもうまくいったんですよね。今の子ども達は寝ていても、「ベットに携帯がないと寝むれない」とか、「携帯が手から離れると落ち着かない」とか、まるで中毒のような気がしてならないのです。そして、携帯を持っているから、話をしているから子ども達同士の心と心が繋がっているのかということ、それは逆であり「仲間外れになりたくないから、携帯ですぐ反応するのだ」と言われています。このような子どもたちが増えていますが、やはり、大事なものは、家庭、学校、社会、それぞれが役割を果たし、芦屋の愛護の皆様が献身的に地域を回っていただき、コミスク活動の皆様がコミスクの場で年齢層を飛び越えて交わりをされ、学校にはPTAという応援団がいらっしゃる。そしてしんどい状況には保護司会の方がサポートをしてくださり、私たちができない立場として、警察の方が夜中も巡回していただいている、そのように大人たちが、子どもたちを支えているということではないでしょうか。地域の皆さまが、住民の方々、そして青少年との関わりをうまくやっただいただいているということに感謝を申し上げたいと思います。

先ほど市長のお話の中にもございましたが、のちほど、各担当のほうから、実施事業についてのご説明を申し上げ、そこで改めてご紹介させていただくのですが、この度、教育委員会では若者相談センター「アサガオ」を立上げました。しかしながらこの「アサガオ」にひきこもりの子ども達、青少年が来れるかということ、そうたやすいものではないと感じております。他市に先駆けてせっかく立ち上げた事業でもございますので、周りにいらっしゃる保護者や関係者の皆さまとうまく連携して、相談ができるように体制を整え、全国的なパイオニアとして進めていく事業であると思っております。教育委員会と市をあげて取り組んで参りますので、今後も子ども達の健全育成にご尽力いただきますよう、どうかよろしくお願いたします。

## 5 委員自己紹介

※市内青少年の状況について

(小牧生活安全課長)

私は以前、尼崎市内署で勤務しておりました。芦屋市の状況をみましても、尼崎市とそれほど変わりません。人数的に違う程度です。先日、要保護児童対策協議会に参加し、家庭や親の問題について家庭児童相談員が積極的に支援しているという話を伺いました。

以前、私が取り扱った子は、小学生の頃から母親に虐待を繰り返され、その子は居場所がないから深夜徘徊を繰り返すようになりました。そうなると、公園等で不良仲間と知り合い、そして繋がりを持ちます。その子達は遊ぶお金もないので、窃盗等の事件をおこすようになりました。何件も繰り返し、私達が捕まえることになりました。先ほど申しました家庭に問題がある子供が、もしかしたらそうなるかもしれないということで、関係機関が連携して、その子供を見守る必要があるということをお家庭児童相談室の話聞いて思いました。

芦屋市でも深夜徘徊、少年蟬集の110番はあります。その子供を補導しても、一過性のものになってしまうので、引き続きその子供の支援や学校と連携をとっていくべきだと考えます。

現状としまして、兵庫県下では犯罪少年(14歳以上)が昨年と比べてマイナス224人ということで減っておりますが、触法少年(13歳以下)は98人で増えています。芦屋市では犯罪少年は3人で、触法少年が6人程。低年齢の少年が悪くなるのを抑える活動が重要となっております。

また、捕まえた子が既に保護観察中であったなど、繰り返し悪いことをする「再非行率」は50%と言われております。事件でいうと「在宅事件」という「不拘束事件」と、「身柄拘束」をする「逮捕事件」があります。逮捕すべきは逮捕すべきであると考えています。悪い環境から隔離し、良い環境に一時的に隔離するというのも健全育成の手段として重要かと思っております。警察としても、逮捕すべきことは逮捕し、すべきでないこと逮捕はしないべきであると考えています。

## 6 事業関係課及び事務局職員の紹介

### 7 副会長の選出

(事務局)

青少年問題協議会法第3条により、協議会の会長は当該地方公共団体をもって充てるとされておりますので、本協議会の会長を市長とさせていただきます。

続きまして、協議会の副会長の選出でございますが、ここからは協議会の会長であります、山中市長にお願いしたいと思っております。

市長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

芦屋市青少年問題協議会条例において、副会長は委員の互選によって定めることになっております。いかがさせていただきますでしょうか。

私といたしましては、前任期においても副会長をお願いしておりました、新井野先生に引き続きお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか？

〈全員異議なし〉

ありがとうございます。協議会副会長は、新井野先生にお願いしたいと思っております。

〈新井野先生 副会長席に移動〉  
副会長にご就任いただきました新井野先生から一言ご挨拶をお願いいたします。  
〈新井野先生 あいさつ〉  
それでは、議事に入らせていただきます。

## 8 議題

(会長)

それでは、本日の次第に従いまして、進めて参りたいと思います。

初めに、この協議会について公開又は非公開にするかについてですが、芦屋市情報公開条例第19条の規程に基づきまして、公開を原則にしたいと思います。

なお、非公開情報が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができない場合は非公開とすることができます。

また、会議の発言内容につきましては、委員のみなさんに確認をいただきましたのちに議事録として芦屋市ホームページに掲載し、公開いたしますので、ご了承をお願いいたします。その他、協議会の運営についてのご意見・ご要望等はございませんでしょうか。

〈意見なし〉

ないようですので、議事に入らせていただきます。本日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

(事務局)

おられません。

(会長)

では、議題(1)「芦屋市の青少年に対する事業実施状況」について、各事務局より説明をお願いします。

(事務局)

昨年度は、本市における青少年に関する事業実施状況について、関係事務課である、児童センター・こども課・こども施策担当・学校教育課・打出教育文化センター・スポーツ・青少年課・青少年愛護センターから報告させていただきました。今年度も引き続き、各所管での取組み内容や経過報告、また新たな問題等があればそれも含めまして、各課より説明させていただきます。

- ・ 学校教育課 荒谷教育指導課長より説明。
- ・ 打出教育文化センター 適応教室伊藤室長より説明。
- ・ 青少年育成課 田中課長より説明。
- ・ 青少年愛護センター 田中所長より説明。

(会長)

何かご質問やご意見はございませんか。

〈質問・意見なし〉

(会長)

それでは、議題(2)芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉子ども・若者支援編についての芦屋市の取組みに移ります。こども政策課西村課長より説明をお願いいたします。

- ・ こども政策課 西村課長より説明。

(会長)

何かご質問やご意見はございませんか。

〈質問・意見なし〉

(会長)

それでは、議題（３）若者相談センター「アサガオ」の窓口開設について説明をお願いいたします。

- ・ 青少年育成課 田中課長より説明。

(会長)

何かご質問やご意見はございませんか。

〈質問・意見なし〉

(会長)

続きまして、議題（４）その他についてですがご質問やご意見はございませんか。

〈質問・意見なし〉

(会長)

これをもちまして、「芦屋市青少年問題協議会」を終了させていただきます。  
ご多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございました。

## 9 閉会

以上